

(案)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。ただし、公的機関が行う試験研究又は津久井湖遊船協会が行う増殖事業の用に供するための採捕については、この限りでない。

令和7年2月4日（公報掲載予定）

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井貫 晴介

1 採捕の禁止区域

弁天橋橋脚下流端から道志橋下流端の下流450メートルまでの区域

2 採捕の禁止期間

令和7年3月1日から同年4月15日まで

(略図)

